

# 令和7年度第5回 札幌市景観審議会

## 会 議 録

日 時：2026年3月11日（水）午後3時15分開会  
場 所：TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通 6階  
カンファレンスルーム6B

## 目次

1. 開	会	.....	2
2. 議	事	.....	2
3. 閉	会	.....	19

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中、リモートを含み13名の方がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和7年度第5回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、対面とリモートの併用となっております。笠間委員、田川委員におかれましてはリモートでご参加していただいております。

また、森傑委員からは欠席のご連絡をいただいております。

続いて、審議中において各委員にご留意をいただきたいことを事前にお知らせします。

議事録作成のため、ご発言の際はマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

また、リモートの委員におかれましては、カメラは常にオンにいただきまして、皆様の顔が見える状態で進めたいと思います。マイクについては、雑音が入ることがありますので、基本的にはミュートにいただき、発言時にオンにいただきますよう、ご協力をお願いいたします。質疑の際は、挙手ボタン等で小澤会長に合図をいただければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、途中で聞き取れない等が発生しましたら、何らかの形でこちらにサインをいただければ対処したいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

本日の審議会については、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載した議事録を作成し、公表しますので、ご了承をいただければと思います。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日、各委員の席には、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の委員名簿、報告資料1の（仮称）景観形成基準等の解説本、報告資料2の（仮称）札幌の景観色70色色彩景観基準運用指針等、議事資料の札幌市景観計画の改定について、補足資料の重点眺望について（追加）、別冊の（仮称）第3次札幌市景観計画素案、別冊2の（仮称）第3次札幌市景観計画概要版のウェブ用審議会報告用、別冊3の（仮称）第3次札幌市景観計画概要版の紙用縦審議会報告用をお配りしております。

たくさんありますが、不足はございませんか。

それでは、審議に移りたいと思います。

この後の場内の録音、録画、写真撮影はご遠慮をいただきますようお願いいたします。

それでは、小澤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○小澤会長 会長の小澤でございます。

皆様、年度末のお忙しいときにお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、報告事項が2件、議事事項が1件でございます。

事務局に説明していただいた後に意見交換をしていきたいと思いますが、オンラインで参加の方が挙手されたものの、私が気づいていない場合は事務局の方から促していただくようお願いいたします。

会議次第2の（1）の（仮称）景観形成基準等の解説本（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） 地域計画課の青木です。

（仮称）景観形成基準の解説本についてご説明いたします。

報告資料1をご覧ください。

届出・協議を通じた建築物等の誘導に当たっては、景観計画区域の届出制度の解説、景観計画重点区域の届出制度の解説の二つのパンフレットを活用しておりました。

景観計画区域の届出制度の解説は各基準について配慮事例を用いて説明したもので、景観計

画重点区域の届出制度の解説という本は、四つの景観計画重点区域の区域や基準をまとめておりまして、両方の冊子には、景観形成の方針など、景観計画の抜粋を記載しておりました。

今回の改定に当たり、景観形成の方針や景観形成基準を更新することから、これらに合わせた内容で冊子をつくり直すこととしました。

景観担当の部局では、景観に関する普及啓発の冊子として、このほかに公共施設を対象とした冊子や景観資源への配慮について解説する冊子を作成し、必要に応じて活用しておりましたが、今回の改定では、公共施設に関する章を設けて取組について頭出しをしていくほか、景観資源への配慮に関する基準解説に当たって別冊子の内容が参考になることなどから、改定を機にこれらの内容を盛り込み、一つの冊子として活用していくこととしました。

参考までに委員の皆様のテーブルには現行の冊子を置かせていただいております。

報告資料1の目次のページをご覧ください。

位置付けや適用範囲の次に、全市に適用している景観計画区域の景観形成基準について、建築物、工作物の順に基準と配慮事例を説明し、その次に、重点区域の景観形成基準、公共施設のデザインについて、色彩景観基準、手続についてという構成になっております。

冊子の最初の部分、例えば、3ページの景観形成の意義は市民の方向けに景観形成の大切さについて共有するメッセージとなっております。具体的な基準の配慮事例は事業者の利用を想定した内容、表現としております。

ボリュームがありますので、内容については適宜ご確認いただければと思いますが、各基準の配慮事例を現行のものよりも増やしてイメージがつかみやすいように努めております。

また、47ページから50ページに記載予定の重点眺望については議事事項の説明の際にご説明いたします。また、80ページから91ページの公共施設に関する部分は、現在、記載内容を調整中でして、白抜き表示とさせていただきます。

写真につきましては、差し替え予定のものもことから、委員の皆様のお手元の資料には載っているのですが、議事資料としては灰色の空欄にしている部分がございます。今後、写真や図の差し替え等を行い、景観計画の改定に合わせて活用を開始する予定となっております。

こちらは、景観形成基準をいかに周知していくかにつながりますので、今回、情報共有という意味でご報告させていただきました。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○小澤会長 これは報告事項として上がってきておりますので、私から確認です。

この後、議事事項として景観計画の改定についてがございますけれども、それに準ずる解説本の現行の編集状況の報告であるということですね。

○事務局（景観係長） 現行の情報共有というか、ご報告になります。

○小澤会長 今回、行程表の説明がなかったのですけれども、この発行はいつになりますでしょうか。

○事務局（景観係長） 景観計画の改定に合わせて見直す予定になっておりまして、改定を秋頃に予定しておりますので、同じ時期に出来上がって配付するイメージです。

○小澤会長 先ほどご説明をいただきましたように、眺望のところはまだ編集できていない部分もございますけれども、今回はこの時点での報告ということです。

皆さんにご意見をいただきまして、いただいた意見を基に来年度秋の発行に向けて準備をしていくという位置づけでよろしいですか。

○事務局（景観係長） 基本的には、基準が大きく変更しなければ、今、空欄になっているところ以外はほぼ固める予定です。写真を入れ替えるほか、表現の微修正などを重ねた上で発行するイメージです。

○小澤会長 事務局の意図は今説明していただいたようなことですので、それを前提に皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

お気づきの点、ご質問やご意見等はございませんか。

○森（朋）委員 1点お伺いします。

公共施設の景観デザインガイドラインですが、正直に申しまして、私は初めて拝見しました。

これを見る方は公共施設をデザインされる方、計画される方なのかなと思っております。今まで

ご説明をいただいた配慮事項など、一般の民間の建造物の設計者とは違ってくるのかなと思うのですけれども、これ自体はどういういきさつでつくられたのですか。

また、今回、まだ作成中ということですが、こういった視点で合体される予定なのか、確認させていただきます。

○事務局（景観係長） 公共施設デザインガイドラインは平成20年の発行になっておりまして、数年をかけて施設所管部などの公共施設に関係する部局と内容を調整した上でつくり上げたものになります。公共施設をつくる時に景観の配慮についてどのようなことをしたらいいのか、お互いに知恵を出し合っただけのものではないかと思っております。

今回、公共施設に関する内容を冊子に盛り込むことにしたのは森（朋）委員からも（ガイドラインを）ご存じでなかったというお話もありましたが、作成後更新されないまま経過していくよりは、全体を合体させることによって、これが生きたものとしてどんどん使われるものになるのではないかと思ったからです。

一方で、内容につきましては、平成20年につくられたこともあり、状況や関連している計画が変わっていますので、表現については改めて各局の確認を取った上で載せようと思っております。内容については空欄とさせていただいております。

現行の公共施設のデザインガイドラインには建築物の内容もあつたのですが、二つの基準で運用するのはなかなか難しいので、景観形成基準の解説に使えるところは使っていくということで、（公共施設等の景観デザインの項目内は）建築物の部分を落として統合する形で進んでおります。

○森（朋）委員 では、建築は、公共や民間などは関係なく、同じ考え方でやっていくと整理し、今回、公共施設のデザインガイドラインを入れることによって、景観計画の中に道路や植栽、公園などのデザインを周知も含めて一体化させるということですね。

○事務局（景観係長） はい。

○小澤会長 今のお話ですと、読者といたしますか、対象が一般建築物とは違ってくるとは思いますけれども、あえて書きぶりを変えるわけではなく、同じように書いていくという考え方です。

○事務局（景観係長） 公共施設の表現については、同じ冊子として使う上で支障のある表現は調整させていただいておりますが、基本的には公共施設等景観デザインガイドラインの表現をベースとした表現になっています。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

これは、今回で意見聴取終了というわけではなく、委員の皆様にも継続的にご意見をお寄せいただいてもよろしいのですか。

○事務局（景観係長） ご意見がもしございましたら、この表現はこういうことですか、こうしたほうが良いというアドバイスをいただければ反映させていただきたいと思っております。

この後、構成の大改造は難しくなるので、どうしてもここがというところがあれば、今おっしゃっていただいたほうが大変ありがたいです。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○愛甲委員 事例が写真として載っていて、すごいなと思いました。載せている写真は札幌市の事例という理解でいいのでしょうか。

○事務局（景観係長） 札幌市のもものありますが、札幌市外のものもごございます。

○愛甲委員 最初から配慮して事例で紹介してあるようなデザインにした、そういうふうに努めたという書き方がしてあるのですが、最初から狙ってやったものと結果的にそうなってしまっているものが交ざっているのでしょうか。

○事務局（景観係長） 狙ってやったと明らかに分かるものはそのとおりのことかと思うのですが、後付けかどうか、事前に考えたものかまでは把握していない事例もあります。

○愛甲委員 一個一個、施工された方に聞いたわけではなく、こちらとしてはそういう評価をしているものとして好例だということを出しているのですね。

○事務局（景観係長） はい。

○愛甲委員 札幌市の事例として、最初から配慮した例として審査した上でやっていただいたものについては書きぶりを変えて分かるようにしておくと、載った施工主は頑張ってやったか

いがあるなと思われるかなと思いました。

○事務局（景観係長） 把握できている部分があれば、分かるような表現を検討したいと思います。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 色彩景観基準の93ページが差し替えとなっているのですけれども、どういう方針で差し替えになるのか、今の時点で検討されていることがあれば教えてください。

○事務局（景観係長） この図については、解像度が高めのデータに替える可能性があったので、差し替えとさせていただいておりますが、中身の表現についてはこれで行く予定です。

○渡部委員 記憶が定かではないのですけれども、色彩景観基準を実際に使うとき、建築の素材や塗料、あるいは、先ほどあった公共施設の土木工作物等で使用する塗料等によってなかなか反映しにくいというご意見が審議会の中であったような気がするのです。

今の段階から構成するのは難しいかもしれないですし、変える必要があると思っているわけではないのですけれども、実際に適用させやすいように、完全に色が変わらないのであれば、これを使った工作物の配慮事例などがあれば、より配慮していただきやすいかもしれないと思いました。

○事務局（景観係長） この工作物はこの色を使っていますという事例が載っていると、この建物はこの色だったのだと分かり、自分の建物に生かしやすくなるので、そういった事例もあったらよいのではないかというご意見でよろしいでしょうか。

○渡部委員 おっしゃるとおりです。

配慮の仕方は、建築でいうと塗装の仕上げなどであればある程度選べるので、配慮しようとなってしまうのですけれども、素材になってくると、そもそも適用するものがあるのか、それを調べて適用させることが手間だと感じられると、誘導基準なので、やりづらと思うのです。

土木等の塗料についても同じですけれども、特殊な対策でなく、意外とコストも変わらずに材料の選定次第で十分に対応が可能だということが示せるといいのかなと思ったのです。

それが難しい場合には、相談のタイミングもあると思いますので、そういうところで誘導というか、アドバイスをしていくこともあると思うのですけれども、もし可能であればご検討をいただければと思います。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、次の報告事項に移ります。

報告事項（2）の（仮称）札幌の景観色70色色彩景観基準運用指針等（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観係長） それでは、札幌の景観色70色色彩景観基準運用指針等についてご説明いたします。

報告資料2をご覧ください。

参考開催となりました第2回審議会にてご説明した各基準を冊子スタイルにレイアウトし、色に関する語句の説明やイラストなどを追加したものになります。

まず、1ページの右側の図をご覧ください。

景観誘導に当たり、色に関する内容について一つの冊子にまとめておまして、具体的には、景観形成基準の一部と色彩景観基準、限界色の範囲、使用割合の目安、色彩景観基準運用指針となります。

続きまして、2ページをご覧ください。

冊子の構成についてです。

最初に冊子の位置づけや構成を記載し、3ページから4ページには色彩に関する用語の意味や基準の前提となる色に関する考え方を示します。

項目3の5ページ以降が基準に関する内容になりまして、項目3の5ページが景観形成基準、項目4の6ページから8ページが色彩景観基準、その後、使える考え方を示した色彩景観基準運用指針と続きます。

第2回の内容から一部修正している部分がありますので、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。

色彩景観基準について、1の周辺との調和を考える、2の季節等を考慮する、3の立地を考慮する、4の配色を考えると続いております。こちらはもともと3と4が逆で、配色を考える、立地を考慮すると続いていましたが、立地を考慮した色彩とすることを先に記載したほうがよいのではないかというご意見を受けて変更しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

70色の表示については、媒体に依存しない正確な色を表現するため、L a b値という表色系を採用しています。イメージで言うと、座標のようなものになります。

マンセル値は住所の住居表示のような表示方法のイメージになりまして、番地と番地の間や丁目の間の微妙な位置を示すことには向いていないので、70色そのものはL a b値で示し、使用してよい色の範囲は住所であるマンセル値で示すこととしました。

次に、11ページの左側中段の米印をご覧ください。

70色の限界色の範囲から外れた色彩についても、デザインとして効果的であれば一番低い割合で使用可能な色として扱うことを追加しました。

変更部分については以上です。

なお、お手元のパンフレット類の一番下に概要版の現行の冊子を置かせていただいております。

こちらと同じ時期の来年10月頃の改正のときに一緒に作成し終わり、皆様に周知をしていく予定としております。

ご説明は以上です。

○小澤会長 この審議会でも過去に一度ご説明をいただいておりますけれども、その議論を経て修正していただいた変更点を中心にご説明いただきました。

これにつきまして、ご質問やご意見、ご確認されたい点等はございませんか。

○笠間委員 今回、新たに、マンセル値ではなく、L a b値で70色を表示したという話でした。

僕の認識が間違えていなければ、L a b値は絶対的な色というか、僕らの目に飛び込んでいる信号の強さだと思っています。例えば、今、僕が見ている画面もそうですし、紙で印刷しているものにどんな光が当たっているかによって僕らの目に届くものは変わるので、これで表示するのは無理があるのではないかなと思うのです。

どちらかという、マンセル値やパントーンなどで表示したほうが良いと思うのですが、意図を教えてください。

○事務局（景観係長） L a b値は媒体に依存しない絶対値だと考えており、もともとのこの70色については原本があることから、8ページのところに70色の原本を分光測色計で計測した数値を表示し、今後はそれを正にしていこうという意味表示でした。

ただ、この表示方法では厳密な数値になってしまいますし、マンセル値で表示するにはかなり細かい値になるので、L a b値は70色そのものの色、使える色はマンセル値で限界色としてお示ししています。

そうすることで70色だけしか使えないわけではないという今回の色彩の運用基準の考え方も伝わりますし、70色とは何かを厳密に表すとこの数値だということも表せると思いまして、このような考え方で案をつくっております。

○笠間委員 測色計は、D65という標準的な光を当てたときにどういう色が出てくるかという計測値だと思うので、マニアック過ぎて誤解する人はいないかもしれませんが、誤解のないようにお願いします。

○事務局（景観係長） 計測のところの表示が8ページのところにあるのですが、こういう条件でやったものだということが伝わるような表現を追加したいと思います。

○小澤会長 今ご説明いただいた中にもあったのですが、L a b値で正確な色を指定しつつ、実際の塗装業者などにはマンセル値で指定するということが可能であるという理解でよろしいですか。

○事務局（景観係長） 9ページと10ページに限界色の範囲を表示しておりますが、こちらで使っている色の幅の範囲はマンセル値で表示しています。

例えば、塗装の色についてはマンセル値で表示することも多いと思うので、こちらについては使いやすいようにマンセル値で表示したいと思っています。

○小澤会長 そのあたりのアローアンスの幅は景観のほうで判断されるということでしょうか。

○事務局（景観係長） 限界色の範囲については、色相と明度と彩度の幅をパンフレットに表示させていただいております。ご自身の使用されたい色と見比べて選んでいただき、疑義があればご相談をさせていただきたいと思っています。

○小澤会長 笠間委員、よろしいですか。

○笠間委員 マニアックな話になるので、後日、メールかお電話をさせていただくかもしれませんが、気になってはいます。取りあえず、この場では大丈夫です。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○異委員 この景観色はいいですねという話を前にもさせていただいたのですが、事例があったほうが分かりやすいなと思いました。

使ってほしい方には市民や企業も入っているのですよね。建築物の計画やベンチなどのストリートファニチャーと書いてあるのですが、外壁をこの70色から選ぶことはできないので、例えば、外壁にはこんな色がお勧めですよ、ベンチだとこういう色がいいですよというセットなどがあると選びやすかったりするのかなと思いますし、市民の方にも目を向けていただけるような工夫になるのかなと思います。

○小澤会長 決めてしまうわけではないと思うのですが、分かりやすく誘導といいますか、提案していくというお考えのようですか。

○事務局（景観係長） 事業者が使う日塗工との比較は作成をしています。一般の市民の皆様は日塗工の見本帳は見ないと思うので、そういった方にも広く知って使っていただけるように、先ほどの渡部委員のご意見ともつながりますが、この建物はこんな色でやっていますというようなお知らせも検討したいと思っています。

例えば、大通公園ベンチも景観色の70色で塗っているの、そういったことを一緒にお知らせすることによって、この色が使えるのだね、この色はいいねと言ってもらえるような工夫を考えてみたいと思います。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 基本的な話に戻ってしまうのですが、そもそも景観70色を使用しようという話は大規模のものだけに限った話ではないのですか。

○事務局（景観係長） もともとは大規模建築物の誘導のためにできたものでした。

○松本委員 今はいろいろなものに使いましょうという話になっていて、ストリートファニチャーやちょっとしたグッズにも使われています。札幌市の景観計画区域に入っている部分については基本的にこれを使いましょうということをもう少し大きく言ってしまっているのではないかと感じます。

私たちの業界でも大規模のものをやっている人しか知らないということもあるので、書き方やPRを付け加えていただいたほうがいいのかと思いました。

○事務局（景観係長） 1ページにも書いているのですが、そんなに目立っていなかったということですね。

○松本委員 ちょっと小さいと思います。

○事務局（景観係長） 分かりました。工夫してみます。

○小澤会長 今お聞きして思ったのですが、今説明していただいているのは運用指針ですが、景観計画の媒体の中で一言述べておくなどもあるかもしれないですね。そのほうがより大きな話として捉えていただけるのではないかと思います。

指針となると細かい具体的なものになってきますので、そこまで読んでいただける方はかなり幅が狭まってくると思います。

○松本委員 実務者の話になってしまいますよね。

○小澤会長 そこも併せてご検討をいただければと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○小澤会長 それでは、この件についてはここまでとさせていただきます。続いて議事事項

に入っていきたいと思います。

次第3の議事事項(1)の札幌市景観計画の改定についてです。

今日のメインですので、まず、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(景観係長) それでは、景観計画の改定についてご説明させていただきます。

この議事資料の構成ですが、景観計画の改定についてという4ページの資料、補足資料の重点眺望について(追加)、別冊1の景観計画素案、別冊2と別冊3の景観計画概要版になります。

本来は計画素案や概要版にはマーカー箇所はないのですが、委員の皆様にお渡しした計画素案等は、資料の見やすさの点から変更・更新箇所にマーカーをしております。

それでは、議事資料をご覧ください。

右上にページ番号を振っています。

配付資料と同じ内容のパワーポイントを表示しています。

議事資料0の下には、今年度と来年度のスケジュールを簡単にお示ししています。

本計画については、今年度で素案が固まり、来年度のパブリックコメントや都市計画審議会での意見聴取を経て、景観審議会での意見聴取は9月頃を予定しております。

続きまして、1-1をご覧ください。

第4回の審議会では、修正した計画素案についてご説明しました。

いただいたご意見の概要を1-1から1-2にかけて記載しています。

いただいたご意見については、本書に反映する方向で進めております。

簡単に、いただいたご意見を幾つかご説明します。

まず、1行目ですが、ゾーン方針の小項目の記載が似ていることから、景観形成基準のように特徴が分かる表現を追加してはどうかというご意見をいただきました。こちらにつきましては各小項目の表現にゾーンに応じた言葉を追加する方向で修正をしております。

こちらは、別冊1の本書の48ページになります。

次に、3行目から6行目ですが、ゾーンに関して背景やどこに着目した設定なのかなどを記載してはどうかというご意見をいただきました。こちらにつきましては、本書の47ページの本文に設定の考え方などを追加し、修正しています。

次に、下から2行目ですが、オープンスペースに関する内容について、オープンスペースに関する項目のところに基準が設けられているが、配置計画の段階でオープンスペースのことをしっかり検討した上で配置がなされることが大切であり、それを強調する表現としてはどうかというご意見をいただきました。こちらについては、基準の配置の項目のところに追加する方向で修正をしております。本書の85ページの配置の項目の上から三つ目のところになります。

続きまして、1-2をご覧ください。

本編の表現に関するご意見を多くいただいておまして、基本的には反映しておりますので、ご確認をいただければと思います。

また、概要版については、各章の扉に要約があるとよい、アイコンの採用を検討してはどうかなどのアドバイスをいただいておまして、反映しているほか、フォーマットを縦にしてはどうかというご意見をいただいたことから、ウェブで見やすい横版と印刷したときに見やすい縦版の両方をご用意することとしました。

こちらが別冊2と別冊3になりますので、ご確認ください。

本編や概要版には、このほかに事務局で修正をかけた部分がございます。ほとんどの部分が関連計画等との整合を図ることなどを目的とした表現、語句の修正となっておりますが、一つ内容の変更に係る部分がございますので、補足資料でご説明いたします。

補足資料の重点眺望について(追加)をご覧ください。

都市の魅力向上を目指す取組のうち、眺望の魅力向上を図る取組の一つとして景観配慮・創出に向けた誘導を行うこととしておまして、その中でも重点的に取り組んでいく眺望を重点眺望と位置づけ、景観形成基準の追加と景観プレ・アドバイスによる誘導を図っていくこととしております。

この重点眺望につきましては、まずは1地点を選定するとして、さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望を設定する方向としておりましたが、これに1地点を追加したいと考えており

ます。

補足資料の1ページをご覧ください。

大通公園西3丁目から東方向の眺望を重点眺望としたいと考えております。

本計画では、眺望の類型を見晴らし景、見通し景、囲み景と分類し、その誘導に当たっては、まず、景観形成の対象とする眺望を各類型から一、二点として、重点眺望については1地点を設定して運用していこうと考えていたところですが、

この三つのうち、見通し景は道路を中心としたビスタ景観となりまして、都心部では格子状の道路が該当します。

補足資料の1ページと2ページに令和5年度に実施した基礎調査の抜粋を記載しております。

テレビ塔を見る眺望についても札幌らしい眺望の一つとして認識していたところですが、都心部では、はぐくみの軸である大通、にぎわいの軸である札幌駅前通、つながりの軸である創成川通、うけつぎの軸である北3条通を都心まちづくりの骨格軸として位置づけていることから、この中から景観形成の対象とする眺望を選定することとしました。

大通方面については、テレビ塔から西方向の眺望を重点眺望として選定し、駅前通については、地区計画や景観まちづくり指針によってストリートウォールの誘導に向けた取組がなされていることから、残る創成川と北3条通の2軸について景観形成の対象としていました。

テレビ塔は、皆様もご承知のとおり、1年ほど前に登録有形文化財となって文化財としての位置付けがなされたところですし、大通と札幌駅前通の交点は都心の重要な交流拠点でありまして、人が集まっているところになります。

そこから見た景観が今後も札幌のイメージを形づくっていくこと、現在、大通公園の整備について検討がなされておりまして、3丁目、4丁目からテレビ塔を見る方向も確保していく方向であること、また、テレビ塔周辺の都心部で遠い将来に開発がなされないと言い切れないことから、今の時点で、テレビ塔から見るだけではなく、テレビ塔を見る側についても景観上の位置付けをして配慮や創出を求めていくことが必要なのではないかという考えに至り、ぎりのタイミングとはなりますが、重点眺望としたいと考えたところです。

長くなりましたが、経緯については以上です。

まずは少数からという考え方は変わりませんので、追加はこの1地点のみで進めたいと考えています。

西3丁目からと書いているのですけれども、西3丁目の4丁目側のところになります。

この眺望の視点場は、にぎわいの軸である札幌駅前通とはぐくみの軸である大通の交点になりまして、主軸はさっぽろテレビ塔を望む軸線、視対象はさっぽろテレビ塔の見通し景になります。

続きまして、2ページをご覧ください。

誘導の方向性ですが、テレビ塔より西側はさっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望の景観形成基準によって高さ60メートル以下のビスタが形成されることを前提としております。

これが前景部分となりまして、黄色の60メートルのビスタと緑色のテレビ塔の3階のスカイラウンジ部分を結んだ台形部分を境に、空の部分を後景、手前の黄色で塗ったところを前景と分けております。

続いて、3ページをご覧ください。

前景と後景に分けて景観プレ・アドバイスの協議対象と景観形成基準を検討することとしまして、何を誘導していくかを示しております。

まず、前景についてです。

右側の地図の赤色のラインは視点場から60度の範囲を示しています。この60度の範囲は、参考資料の3ページに大きなものがございますので、もし見にくければそちらをご覧くださいければと思います。

3ページに戻っていただきまして、左の地図の緑色の範囲、写真では黄色の部分が見える部分については、建物の壁面、外観デザインが見え方に影響するので、外観デザインの誘導が大切になると考えております。

次に、4ページをご覧ください。

後景についてです。

台形の扇部分とテレビ塔の真後ろではテレビ塔を中心とした眺望への影響は異なると考えられることから、分けて検討しています。

まず、真後ろに当たる部分ですが、背後のところは大通東1丁目と2丁目のそれぞれ一部が該当いたします。地図の緑色の東2丁目よりも東側のところは、高度地区の定めによりまして、スカイラウンジを超えて見えてくるものはないと考えています。

高度地区については、参考資料の4ページにございます。

補足資料の4ページに戻っていただきまして、緑色の部分は、東西方向に見ると全部で四つの区画にございます。その一番東側のテレビ塔から遠い街区で高さがおおむね60メートル、テレビ塔に近い側の街区で高さがおおむね45メートル程度が写真の赤色のラインのところになります。この高さを超えるとスカイラウンジの緑色の部分を超えて見えてくることになりまして、テレビ塔の塔の形の見え方に影響することから、形態を含めた配慮が必要だと考えられます。

次に、5ページをご覧ください。

台形の扇の部分については、テレビ塔の塔の形には影響しないものの、黄色い部分に突出してくるとビスタラインから飛び出て見えてくるので、外観のデザインを誘導していくことが大切だと考えられます。

創成川より東側は、公園がない分、テレビ塔を中心としたときに南北の位置が対象ではないので、北側の街区ではおおむね90メートルを超える高さのものがビスタラインを超えてまいります。また、南側の街区ではおおむね60メートルを超える高さのものがビスタラインを超えて見えてくると考えられます。これが黄色のラインと赤色のラインになります。

これらの考えを基に、景観プレ・アドバイスの対象と景観形成基準（案）を検討しました。

各街区の名前がどこの場所を示すのかについては、参考資料の5ページをご覧ください。

6ページに戻っていただきまして、前景の誘導、大通公園に面する建築物の外観デザインの誘導についてです。

大通の西側は重点区域となっております。既存のプレ・アドバイスの協議対象行為で誘導できると考えられることから、協議対象行為を追加する必要はないと考えられます。また、景観形成基準については、テレビ塔展望台から西方向の基準と揃えてビスタの形成に向けた配慮を求める案としました。

次に、7ページをご覧ください。

背景のうち、さっぽろテレビ塔の背後における建築物の誘導についてです。

テレビ塔のスカイラウンジを超える部分、先ほどのご説明の赤色のラインを超える建築物については景観プレ・アドバイスの対象として誘導していきたいと考えております。

左下の地図中の緑色の破線で囲まれた部分は高さが45メートル、黄色の実線で囲まれた部分は60メートルを超えるものになります。

景観形成基準としては、テレビ塔の背後にある部分とそれより南北にあるビスタラインの上部分については強弱をつけ、背後に当たる部分については特に配慮を求めていきたいと考えております。

その部分が基準のダイヤの一つ目ですが、①と②の高さを超える部分については、テレビ塔のシルエットに与える影響が大きいことから、十分に配慮するという基準案とします。

二つ目以降の基準ですが、全市基準との整合を図りながら追加するもので、外観デザイン、素材、色彩の配慮、ライトアップの配慮、開口部の光の配慮、広告物の配慮になります。

工作物については、配慮できる内容に限界があることから、既存の景観プレ・アドバイスの対象行為よりも小規模なものについては対象行為に追加せずに届出・協議の中で誘導を図ることとしまして、景観形成基準については工作物についても適用する方向の案としています。

次に、8ページをご覧ください。

背景のうち、さっぽろテレビ塔の前景のビスタラインから突出する建築物の高層部の外観デザインの誘導についてです。

通常の協議対象行為に加え、建物規模としては小さいけれども、ビスタラインから突出する高さのものについては協議対象行為に追加する案となります。

具体的には、左下の黄色の実線で囲んだ範囲は60メートルを超えるもの、青色の一点破線

で囲んだ範囲については90メートルを超えるものが追加する対象となります。

景観形成基準は、配置や形態に対する配慮について、先ほどご説明したテレビ塔の真後ろよりも少し緩やかな誘導基準として設けるほか、外観デザイン、素材、色彩の配慮、ライトアップの配慮、開口部の光の配慮、広告物の配慮については同様に基準として設ける案としています。

最後に、9ページをご覧ください。

先ほどの3ページをまとめたものになります。

形態や配置の配慮の部分については二つ目のダイヤのところに統合しております。

ご説明は以上です。

本書については、前回のご意見を受けた修正を行い、ほぼ固まったと考えておりました、本日は、重点眺望の追加についてご確認をいただく場としたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○小澤会長 ただいまご説明をいただきましたように、今年度、景観計画の改定について検討してまいりましたけれども、新たにここを重点眺望として追加することを事務局から発案していただきまして、検討しているということです。

私は事前に説明を受けて意見交換をさせていただいたのですけれども、皆さんもご存じのとおり、令和7年3月のテレビ塔の登録有形文化財への登録は非常に大きな出来事でした。札幌のシンボルとなるテレビ塔が登録有形文化財になったということです。

これを機に、オブジェ的な建築物、工作物ではなく、景観の中に位置づけていこうという動きがあったのは非常に前向きですし、全国の中でも非常に先導的な例の一つに入るのではないかと私自身は評価しております。

ただ、その上でどういう誘導をしていけるのかは技術的に非常に難しい面がございます。限られた時間ではありますけれども、こういった方法で誘導していったらどうかということを出していただきましたので、これについてご意見をいただきたいというのが今回のご趣旨です。

もう一つですが、あくまでもこれは現行の法の立てつけの下で行いますので、景観計画の中で誘導の方針をうたいつつも、実効性がある具体的な対応は、我々が9年ほど続けている景観プレ・アドバイスを活用して具体的に誘導していこうということです。ですから、景観プレ・アドバイスにどう持ち込むかを意識して対応を検討していただいているということです。

ぜひ、皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○森(朋)委員 非常に前向きに受け止めております。

4ページのテレビ塔の真後ろの街区には、現行、高さ制限はありません。しかし、45メートル、60メートルをそれぞれ超えてくると赤色のラインよりも上に来るので、そこに対してプレ・アドバイスをする理屈を立てましょうということだと理解しています。

逆に言うと、この部分の高さ制限を将来的にやっていくことはできない前提で、まずは景観で協議ができるような体制をつくっておくということでしょうか、まず、そこを確認させていただきます。

○事務局(景観係長) 将来的に絶対に何らかの高さ制限ができないかどうかは、今の時点では何ともお答えがしづらいのですけれども、少なくともこの景観計画ができるときには設けられていないことが明らかです。

まずは景観の制度の中で一步踏み出し、市民の方や企業の方にここは景観として大事にしているということを打ち出ささせていただいた上で、眺望への配慮について意識を高めていきたいということです。

その後で気運醸成があって何かを開発することになり、景観だけでは足りないのではないかとということになったときにどうなるのかだと現在は考えているところです。

○森(朋)委員 今のお話は、参考資料の4ページの高度地区の指定状況の白抜きの部分ですね。

これまでのプレ・アドバイスでもそうですが、高さはなかなか難しいのです。登録有形文化財の指定で都市のシンボルとしての景観を大切にしていこうという一歩としては非常に素晴らしい取組だと思うものの、実際にこの土地をディベロッパーが何かされるときには、今、規制がない中で、例えば、容積割増しなどの仕組みを使われてすごく高い建物が建ったとき、ただ6

0メートル、45メートルより上だから協議しましょうということだけでは何ができるのだろうと思う部分もあります。

この取組自体は非常にいいのですけれども、それだけでは防げないと言ったら言葉が変ですけども、そこをどうやっていくかということも踏まえての取組であっていただきたいと思いました。

○小澤会長 事務局もお答えしづらいと思いますけれども、ご意見をお願いしたいと思います。

○事務局（地域計画課長） 補足をさせていただきます。

明言できませんが、先ほどあったように、段階を踏んだ中で高度地区があるやなしやという議論も将来的にある可能性はあると思います。

今言うことは必ずしも絶対的な安心材料ではないのですが、これまでの札幌市の取組としても、例えば、都心まちづくり推進室で作成した大通及びその周辺のまちづくり方針の中でも、大通を大切にしていこうということで、大通4丁目から市役所の周辺が大通・創生交流拠点として位置づけられております。その中で、大通公園の東側への新たなオープンスペースの創出を行政計画上も明言させていただいています。

どうなっていくかは今後ですが、ここは、一時期、再開発の計画等があったエリアでして、地権者とも行政計画を立てるに当たってこういう表現をしてよいかどうかを話しながら行政計画ができていますので、大通の東側にオープンスペースを延ばしていこうという行政の意識はあるということをご承知おきいただきたいです。

さらに、テレビ塔の真裏である東2丁目は、詳細は忘れてしまいましたが、当時、郵政の土地だったところを札幌市が買い取りまして、高さ45メートル以下にしてくださいという条件の下でプロポーザルをかけました。当時、ニトリがプロポーザルを取って事業が進むかと思われたのですが、コロナや資材価格の高騰など、いろいろな状況の中で計画が不透明になっている状況です。大通、特にテレビ塔の東側は、行政としても常に意識しながらやってきたつもりではあります。

加えて、真裏だけではなく、周辺においても、今回、景観で踏み出させていただき、エリアを設定することそのものをもって、将来的に周辺の開発を含めて、地区計画などの可能性も十分にありますので、景観行政としての計画上、そういうエリアだという前提の中、地区計画を検討できないという差も生じてきますので、そういうことの一助になればということも含んでいることをご理解いただければと思います。

○森（朋）委員 よく分かりました。

写真でも、少し線から出ているマンションがありますが、できるだけ公共の景観だということを知りながら、都市を形成していくのだということも踏まえてここを入れていかれるということは非常にいいと思います。一方で、そういったところも念頭に置いていただきたいなと思います。

視点場の設定のところでは、はぐくみの軸とにぎわい軸の交差点だというご説明があって、非常によく分かりましたが、ここが公共の視点場で、ここからの景観の形成をみんなで議論していきたいのだということが若干分かりにくいのではないかと気がなりました。

○事務局（景観係長） タイトルが分かりにくいということでしょうか。

○森（朋）委員 はぐくみの軸とにぎわい軸の交点ということはよく分かったので、重要だなと思ったのですが、ここなのだということがみんなで共有できることの大切さも一方であると思うのです。

そこが弱いのではないかと思います、懸念しているところです。

○事務局（地域計画課長） 我々、事務局も視点場の設定の位置はかなり悩んだところです。結果、今のところになっているのですが、例えば、実際は人々が憩えて眺めることができるのは公園の中なので、大通公園の3丁目の中のどこかで設定することもあり得たと思います。

しかし、今、我々が設定したプレ・アドバイスの高さなどは、現状で設定している視点場より東側に行けば行くほど、近づけば近づくほど不利側になるのです。一旦、60メートルなり、45メートルなりの高さに設定するに当たっての位置としては今回決めた視点場がいいのかなと思います。

実際に憩うところは大通公園の空間の中だと思っているので、アピールの仕方を工夫しない

といけないのはご指摘のとおりだと思っています。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○田川委員 まず、大通公園にこういう設定をすることに関しては非常にいいと考えます。

また、先ほど永井課長がおっしゃられたように、都市の発展はいろいろなものが同時並行です。こういう基準もあれば、民の力もあり、いろいろなものがダイナミズムとして動き、その結果、いろいろな景観が形成されていきます。

そういったことを踏まえ、戦略的というのは大げさな言い方かもしれませんが、そういう考え方を持って景観で踏み込んでいくのは正しい方向だと考えます。

また、先ほど会長がおっしゃられたように、テレビ塔が登録有形文化財に指定されたことの意味を捉え、これを景観の中に位置づけていくということを契機に、今回、このタイミングで大切な眺望の拠り所として共有するのは意義が大きいと言えます。その見え方、そこからの見せ方という共感をベースにできるかと思います。

こういうふうに設定すると、先ほど課長がおっしゃられた意味合いで影響を与えていく可能性や期待もありますし、一般的にもこのエリアは気を遣ってデザインしていかなければいけないと事業者伝える、あるいは、共有するメッセージ性もありますし、そういう意味でも非常にいいと思います。

本来であれば、テレビ塔の背後は、高さ制限、あるいは、パブリックスペース化していくことが一番いいと思います。

べたっとしたミラーガラスのビルが建ってしまう、あるいは、東京でいえば、吾妻橋のアサヒビールのビルは有名なフィリップ・スタルク氏のデザインだと思いますけれども、ああいうものができては困るでしょうし、このラインについてはギミックなものができてしまうと非常に困ると思います。

サイドの60メートル、90メートルというところも、セットバックさせることでサイドにもパブリックスペースを連坦させていくことにつながれば、大通公園という軸の周りにじわじわと別な形で影響を与えていく効果も期待できますし、総じてとてもいい方向だと思います。

現時点では踏み込み不足のところもあるかもしれないけれども、ストラテジーとしては非常にいいと考えます。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○石塚副会長 先ほど森（朋）委員が指摘された視点場の件についてです。

どういう表現をされるかは分かりませんが、にぎわいの軸とはぐくみの軸の交点という定義だけだと、大通公園は幅が広いので、南側と北側で様相が違ってくると思うのです。

創世1.1.1区（さんく）の事業者は微妙なレトリックは使ってこないと思うのですけれども、場所によっては、札幌駅側に寄ったところに視点場を設定すれば背景にかぶさらないと指摘してくる事業者もあり得ると思うのです。

そういう点からすると、今設定されている場所をもう少し明確に定義するなり、景観プレ・アドバイスのときの基準点とすることを明文化しておいたほうが安全なのかなという気がしました。

○事務局（景観係長） この表現だとどこを指しているのかが明確ではないゆえの問題点が見えてまいりました。示したい場所は南北の間の真ん中であるということが相手の方にも分かるような表現で追加することを検討してまいります。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○窪田委員 私も、皆さんからご意見があったように、今回、この枠組みが追加され、景観から一歩踏み込んでいただいたことはすごくいいことだなと思って拝見しています。

森（朋）委員が言っていたとおり、景観プレ・アドバイスで誘導していくのはいずれのところもあります。特に、都市計画の決定や変更が伴えば構想段階からじっくり議論できると思うのですが、そこから外れて設計段階となると位置や高さなどはほぼ確定的な中での議論になってくるので、確かなかなか難しいところがあるかなとは思っています。

9ページではまとめとして整理していただいて、これが計画に載ってくると思うのですが、ケーススタディーしていただいて黄色で塗っている絵は結構衝撃的ですし、おっとなるので、こういう図も一緒に載せて設計者の善意に訴えたらいいと思います。

これは強烈な写真ですし、札幌としてここを大事にしているということが一目で見て分かります。景観のフォトコンテストでもこのような場所からきれいな写真を撮っていただいていたと思いますし、市民だけでなく、観光客も写真を撮っていくと思うので、解説本などにそういったものを載せながら、当面は設計者や事業者の善意に訴えられるような発信をしていくと思います。そして、いろいろな制度の設計を待っていけばいいのかなと思ってご意見させていただきました。

○事務局（景観係長） すばらしいアイデアをありがとうございます。

基準だけではなく、その経緯等が相手に伝わるような表現の方法も含め、より相手に訴えかけられるような記載をしてはどうかということだと思っておりますので、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○千葉委員 私も、テレビ塔の東側の背景がないことはとても重要なことだと思っております、この項目が増えることはとてもうれしいことだと思っております。

全国でも同じような電波塔がたくさんありますけれども、札幌のテレビ塔は景観的には特別な存在で、視点場になっているものでもあり、象徴的な形でもあり、皆さんが札幌を思い浮かべるときにテレビ塔からの大通の風景が札幌のイメージにつながっていますので、これはほかの電波塔にはない重要な建物だと思っております。

東側の背景を守っていくということで、これを入れていただくのはとても重要なことだと思うのですが、一つ質問です。

6 ページの右側のほかの施策との連携というところに広告物のことが書いてあるのです。点線ということは、これは決定ではなくて検討していこうという感じなのでしょうか。

これを決定していただけると、デジタルサイネージの禁止など、眺望的にはとても安心できるのでありますが、これが入らず、最後にまとまっている広告のところの曖昧な表現だと、幾らでも抜け道ができてしまうことがとても心配です。

さらに言うと、参考資料にあるのは夏の風景で、グリーンがたくさんあるので、ほかの建物が分からないのですけれども、冬に葉がなくなった場合の風景との連携がどのようになっていくのかも重要だと思っております、それこそが広告物が影響を与える見え方なのではないかと思っております。ここを抜け道にされて屋外広告物が建ってしまうと、せっかくの写真スポットが台なしになってしまうことを危惧しております。

できれば、夏と冬の両方の写真を出していただき、建設される方にインパクトを与えるような情報を提供していただければなと考えております。

○小澤会長 扇形の部分をいかに守るかに関心が集中していたのですけれども、必ずしもそれだけではないということですね。緑と広告の関係はすごく大事なことで、そこのご指摘をいただいたかなと思うのですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○事務局（景観係長） まず、6 ページのご質問についてです。

映っているのはテレビ塔よりも西側の部分が黄色く塗られたものですが、こちらについては、点々で書いてある対策との連携の部分は、大通地区景観保全型広告整備地区に既になっている地域になりますので、サイネージ広告が出てこない地域です。

東側は、重点区域でもないですし、景観保全型広告整備地区でもないで、（サイネージ）広告自体は掲出可能な地域で、今後、新しくつくる重点眺望の誘導の中で誘導していくこととなります。一方で、台形の上に飛び出てくるのは建物の高層部分になるので、出てくるものとしては限定的になるのではないかと考えています。

誘導としては、8 ページの広告物やサインを設置するときには重点眺望の見え方を阻害することのないように配慮するなどの基準を設けることで誘導させていただきたいと考えております。

○千葉委員 ということは、東側は点線のところが生かせない、発生するかもしれないということなのですね。

○事務局（景観係長） 東側につきましては、現行ではそうなります。

○千葉委員 では、景観アドバイス部会で頑張りたいと思っております。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○江田委員 私も2週間前ぐらいに同じようなところから同じような構図で写真を撮りましたが、テレビ塔の向こうに何も無いのが前提だということに改めて気づきました。ここからの眺め、重点眺望は本当に大事だと思います。

皆さんもおっしゃるように、景観プレ・アドバイスを景観を守っていくことの難しさを感じます。先ほどのお話から、札幌市全体でもこの景観を重要視されているということだったのですけれども、取組としては今どんな感じに進んでいらっしゃるのか、お伺いします。観光課など、ほかにいろいろな部署があると思うのですが、景観だけで孤軍奮闘されているのでしょうか。

海外の方が最近が多いので、よく写真を撮っていらっしゃるのを見かけます。例えば、観光課の方もここからの眺めを重要視したいという考え方であれば、聖地巡礼ではないですけれども、何かイベントをして、ここからの眺めを見にここに来たい、このスポットが大事ですよと、先ほどの視点場をここですと決めてしまうようなインパクトのある何かが行政全体、札幌市全体でもしできたら、業者に対する圧力にもなるのではないかと思います。

○事務局（景観係長） 大通公園が公園として大事な場所だという認識は全市的にあります。また、公園からテレビ塔を見る絵は、大通公園を所管しているみどりの部局でも大事だと考えていて、大通公園のあり方検討などの中でも、大通公園からテレビ塔を見る場所を考えながら整備について検討しているところです。

東側については、まずは景観から始めさせていただいていますが、もちろん、先ほどのご意見にもあったとおり、この眺望が札幌のイメージをつくるものになっていることはこの部局も同じように考えておりますので、景観の取組をきっかけとしてほかの部局が続いていくことができるよう、周知等を進めていきたいと考えています。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 まず、ご提案の重点眺望の追加については非常に重要なことかと思っておりますので、ぜひ進めていただければと思っています。

その中で、内容の基準についてお話を伺いたい項目が1個あります。

8ページの眺望の三角形のところに該当している街区に対する基準についてです。

テレビ塔から見ると街区が南北に偏心しているので、南側の基準が60メートルで北側が90メートルになっているかと思いますが、大通1丁目・2丁目の北側が90メートルというのがどうなのかなと思っています。

一つは、高度地区等の基準でも、札幌市内では90メートルという基準を持ち得ていないところもあるので、どこまで効果があるのかなという気がしています。ただ、都心部でもあるので、100メートルを超える建物が検討される可能性はあるのかもしれないです。

もう一つは、眺望を検討されている資料が5ページだと思うのですが、台形の白いラインのうち、北側の90メートルの高さがこの黄色いラインなのです。こう見ると、線の太さいかんによっては若干はみ出ているように見えるのです。

また、建物高さが対象となると、屋上部分に設置される緩和規程範囲内の工作物や階段室の場合によ

ってはつくれる可能性があるのですが、そうすると、飛び出るものができなくもないと思います。

景観プレ・アドバイス自体も禁止するなどの強いものではないと思うのですが、90メートルに設定してしまうと、その手前の80メートルでも市内ではなかなかの大きさの建物になってきますので、90メートルという基準がいいのかどうかは慎重に考えたいなと思いました。

考えについて、ご説明をいただければと思います。

○事務局（景観係長） ここは決める部分かもしれないですが、委員がおっしゃるとおり何メートルにするのかなかなか難しいです。ちなみに、後ろの建物は134メートルなので、完璧に飛び出ていまして、こういった建物はもちろん引っかかってくると思います。

60メートルが一つのラインだと思うのですが、それを越えたときに、80メートルなのか、90メートルなのか、100メートルなのかは、なかなか難しいラインだなと思っています。

こちらについては、ケーススタディしたときに飛び出てくる場所のラインはどうかを見たと、90メートルが一番近いラインではないかということで今回は設定しております。

また、テレビ塔の目線の高さが90メートルでして、西側でも90メートルという数字を使っていることもあり、数字としてはそろえた見せ方になっていることが大きいです。

80メートルではどうなのかですが、80メートルにしたときのラインはこうなりますというものを資料としてお送りさせていただきますので、ご確認いただければと思います。

○渡部委員 最終的にはそんなに細かいことにはならないと思いますし、協議対象を決めるところなので、建てられなくなるものでもないと思うのです。そういう意味では、90メートルぎりぎりを攻められると協議のテーブルにも乗らなくなるのではないかという不安要素があるかなと懸念しています。

資料を見せていただきながら、また意見をできればなと思います。

○小澤会長 今、線の太さではみ出て見るとありましたが、我々ははみ出ないことを基準に考えているのに、はみ出ていることを許容するかのような表現になってしまうので、はみ出ないほうがいいですよ。

○渡部委員 線の太さなのか、微妙なラインなので、その辺も図的にクリアに示せたほうがよりよいかと思います。

○森(朋)委員 今指摘されたことに加え、今思いついたアイデアですけれども、例えば、視点場からテレビ塔で1本の軸を引っ張ってしまっ、そこからもう少し細かく切るのはどうでしょうか。

今、ブロック全部が60メートル、90メートルになっていますが、そこをもう少しならかに設定し、一敷地の中でも、例えば北ブロックであれば南側の角が一番問題になってくるわけで、そういったところをべたっと面で作るのではなく、テクニック上、制度設計しておくのも一つの案かなと思いました。ご参考までをお願いします。

○事務局(景観係長) 細かめの設定をするか、もし全部をかけるのであれば、ぎりぎりのラインではなく、より低めの数字にしておいてそろえるかのどちらかで検討したいと思います。

○森(朋)委員 意図が伝わればよいと思うのです。

ここから見たときに、北側の街区であれば南側がすごく気になるし、南側であれば北側が気になります。そういったことをただの面でやってしまうと建物の配置でできる部分もあるかもしれませんが、こういう意図なのだということを伝えておくことも大事なかなと思いました。

○小澤会長 大分時間が迫ってきたのですが、池ノ上委員、もしご意見があればお願いいたします。

○池ノ上委員 今の森(朋)委員のお話にも近いですが、これは、規制の基準というよりは、あくまでも誘導していきたい景観の形成基準だということでお話をお聞きしていました。

そのときに何が大切かは、前景の建物の高さを飛び出ないようにすることが基準なのか、それとも、スカイラインを形成していくことが基準なのかによって変わってくるのではないかなと思っています。

どちらにしろ、景観プレ・アドバイスで対話をしてつくっていくということだと思のですが、そもそもスカイラインをきれいにつくっていききたいのか、飛び出ないことが大切なのか、文章の中には、ビスタの話とテレビ塔の眺望の話の両方が書かれています。

両方とも大切なのだと思いますし、そこは定性的な書き方しかできないと思うのですが、何を指しているのかをもう少し丁寧に表現されてもいいのかなと思いました。

○小澤会長 今のご指摘の点は今まで議論できていなかった点だと思います。今の時点でお考えがあればお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局(景観係長) 今、池ノ上委員におっしゃっていただいたとおり、ビスタのラインも大事ですし、そこから上に見える空のシルエットを邪魔しないことの両方が大事だと思うので、それがきちんと伝わるような書き方をしていきたいなと思います。

田川委員にチャット上でご意見をいただいているので、ご紹介させていただきます。

90メートル、60メートルの設定は悪くないと思いますが、そのラインを出ていけば駄目、出ていなければ何でもオーケーということにはなりませんから、気をつけるべきラインという意味づけを与えたほうがよいかもかもしれませんというご意見をいただいております。

あえて50メートル、70メートル、80メートルのラインも補助線として入れておき、60メートルと90メートルは太いラインで示すという方法もあるかもしれませんというアイデ

アをいただきました。

○小澤会長 先ほどの池ノ上委員のご指摘にも絡むのですけれども、ある高さで面をしっかりとそろえてつくっていくという考え方と飛び出たはいけないという考え方だと、景観プレ・アドバイスにかかったときのアドバイスの仕方が随分違ってくと思うのです。景観プレ・アドバイスで迷わないように、目指すのはこれなのだとしてあげたほうがアドバイスしやすいのではないかと思います。そうすると、60メートルの下の部分がどんなデザインなのかということが言えます。

飛び出たは駄目なのということだけだと、完全にそうはならないものの、下は何でもいいということになってしまうかもしれませんので、よりアドバイスしやすいように書いていただくのが大事だと思います。

今回、重点眺望の追加についてに特化してご意見をいただきましたが、議事事項としては景観計画の改定についてということで、年度末に全体の意見をまとめるということでした。

時間はあまりないのですが、もし事前に見ていただいて気になることがあれば、短い時間でお話を伺いたいと思うのですが、何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小澤会長 それでは、お気づきの点がありましたら事務局宛てにお願いいたします。それを私と副会長で確認しながら反映させていきたいと思えます。

今、皆さんのご意見をいただいて、おおむね好意的に受け止めていただいたと思うのですが、今の手法で完全というわけではなく、将来に向けた戦略的なアプローチとして評価をいただいたということです。

窪田委員から、高さの話になると景観プレ・アドバイスではいずい思いをするという発言がありました。確かに、高さについて強く言えないのはジレンマなのです。

ですから、高さについては、景観の話だけではなく、地区計画や都市計画でもぎりぎりまで折衝していただきまして、これ以上どうにもならないというところで景観プレ・アドバイスが出てきて、これ以上の高さの調整は無理、ではどうでしょうか、少しでもよくしようかという位置づけの持っていく方ができればと思います。

高さをもっと工夫できるはずなのだけれども、景観プレ・アドバイスとしては言っても強制力はないので、無力感を感じないようにするためには、景観部隊だけではなく、都市計画部隊に共有していただき、積極的に訴えかけていってほしいと思えます。恐らく、再開発計画のときに効力を発揮すると思えますので、そういうふう運用して行ってほしいです。

これは、この審議会の意見として、ただ打合せ記録を公開するだけではなく、戦略的に賛同した上で審議会である程度の合意を得ているということをはかの部署にもぜひ伝えていただきたいと思えます。

時間ですので、ほかはないようでしたら、事務局にお返ししたいと思います、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○小澤会長 では、事務局にお返しします。皆様、ありがとうございます。

○事務局(地域計画課長) 皆様、長時間にわたり熱心なご議論をありがとうございます。

今回出した議題については、我々としては一歩踏み出して考えてみたものですが、まだまだ至らないところはあるかと思います。

最後に会長にご指摘をいただいた件は、我々は都市計画部ですので、内部でしっかり共有させていただきました。今後も引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今回の議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上でホームページに公開となります。また、確認のため、皆様にもデータを送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の第5回をもちまして2年にわたる任期が一区切りついたということで、今回ご出席いただいている委員のうち、江田委員、巽委員、窪田委員、小澤会長の4名が今期限りとなっております。

時間がないところ、大変恐縮ですが、簡単に任期を務められてのご感想をいただけますでし

ようか。

お名前を羅列させていただいた順に、江田委員からお願いいたします。

○江田委員 2年間、ありがとうございました。

今日の話にもあったように、ここで話し合っていること以外にもいろいろと懸案事項があって、その上での景観ということで、なかなか一筋縄ではいかないことをとても強く感じました。

愛甲委員からも前回お話があったと思うのですが、篠路福移湿原の環境部会から、こちらで何かできないのかというお話がありました。そういった他局、他部署との連携がとても重要なので、難しいことだとは思いますが、私はこの2年で終わるのですが、ぜひ頑張っていたいただければと思います。

ありがとうございました。

○巽委員 2年間、ありがとうございました。

この審議会は、立場上、弱いなど都市計画の頃から思っていました。もうちょっと強く言ってもいいのではないかと思います。法律がどうか何とかよりも、景観をよくするということは市民のためにいいことで、悪いことではないので、私たちはこう考えますということはもうちょっと強く言ってほしいなと思っています。

よろしくをお願いします。

○窪田委員 私は、景観審議会のほか、景観アドバイス部会にも初期の段階から参加させていただき、すごくいろいろな勉強をさせていただきました。

私も仕事上で景観に関わるようなこともやっておりますので、今後、ここで考えたこと、学ばせていただいたことを還元するような仕事をしていきたいなと思っています。

どうもありがとうございました。お世話になりました。

○小澤会長 皆様、この2年間、どうもありがとうございました。

2年と申しまして、実は、私は2012年からこの委員をやっております、先ほど数えたら14年やったことになっていました。2020年から会長をやらせていただいていますので、丸6年となります。

かなり長くやらせていただいたなと思います。最初に始めたときは、亡くなられましたけれども、濱田会長の下で委員として2017年の景観計画をつくることに協力させていただきました。その後、西山会長に引き継がれて、2020年から私となりました。

私ごとですが、2012年にお受けする前の2010年あたりから、留学していたスイスをずっと研究していました。景観計画と都市計画が一体化した強制力を持った強い許認可があり、極めてプロフェッショナルな世界なのですが、そういった仕組みが非常に面白かったです。

スイスのまちは、自然景観を含め、非常に魅力的で調和とバランスの取れた都市空間ができているのです。この完成度の高さは一体どうしてなのか、個々の計画者、設計者の力量ももちろんあるのですが、全体にそれをちゃんと担保できる、つくっていける仕組みがあるのではないかと調べていましたら、ここまでやるのかということがどんどん分かってきました。今、そのまとめをしているのですが、常にそれが頭に引っかかりながら札幌市の景観の仕事をしていただきました。

そこで、決定的に違うのは、先ほど巽委員からも弱いように見えるという話がありましたけれども、強制力がないということです。これは、法の立てつけが根底にあります。都市計画には強制力あるものの、景観はなかなか強制力のある運用ができていないということで、根本的に違うのです。

やっているうちに、スイスみたいなやり方もあるけれども、合意を取りながら誘導していくのも一つのやり方なのだな、それで日本のよさみたいなものができるといいのかなと思いました。やみくもに比較して向こうが優れていてこちらがよくないという話ではなく、そういった強制力のある事例も参照しつつ、みんなで作り上げていくことができればいいな、それは一生懸命に考える価値があることなのだなというふうに考えがだんだんシフトしてきました。

今日の協議でもありましたように、未来に向かって少しずつよくしていけるよう、踏み込んで作り上げていくことがこれからはますます必要になると思いますし、ぜひ、札幌市にも頑張っていたいただきたいです。景観審議会の中で皆さんにいろいろな意見を言っていただき、物事を

前に推し進めるドライビングフォースになればいいなと思っています。

私は退きますけれども、非常に興味を持って観察しておりますし、お力になれることがあればいつでもと思っていますので、来年度以降、残られる委員の方は、新しい審議会のメンバーの中で新しく選出された会長の下で次の段階に進んでいただきたいなと思っています。

長年にわたり、どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○事務局（地域計画課長）　ありがとうございました。

最後になりますが、2期にわたる審議会の閉会に当たりまして、まちづくり政策局都市計画部長の小林よりご挨拶させていただきます。

○小林都市計画部長　まちづくり政策局都市計画部長の小林でございます。

本日も、長時間にわたりまして、熱心にご議論をいただきまして本当にありがとうございました。

この2年間、委員の皆様には、札幌市の景観行政に関して、それぞれの専門的なお立場から様々なご意見、ご示唆をいただきましたことに本当に感謝しております。ありがとうございました。

今日もそうですけれども、景観計画の改定に向け、非常に難しく大切なご議論を毎回していただき、本当に感謝しております。

おかげさまをもちまして、まだまだやらなくてはならないこともたくさんあるのですけれども、本日、素案をお示しさせていただきました。来年の秋頃の策定を目指し、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

この2年間、皆様には本当に感謝しております。特に、今ご挨拶をいただきました小澤会長、長い間、本当にありがとうございました。窪田委員、江田委員、巽委員におかれましても、本当にありがとうございました。

引き続き、どういう立場になるかは分かりませんが、これからも我々にお力添えをいただければうれしく思いますので、よろしく願いいたします。

この1年間、景観審議会は洗練されたスマートな意見が多いなと思っていたのですけれども、今日も皆さんの熱い思いを改めて感じたところです。

庁内の中にも調整相手がたくさんいるので、ここにいるスタッフも日々一生懸命やるのですけれども、思うようにいかないところもあります。引き続き、マインドだけは皆さんと同じように景観に対してしっかりと取り組んでいきたいと思っていますので、これからもぜひよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、今後のますますの皆様のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

### 3. 閉　　会

○事務局（地域計画課長）　以上をもちまして令和7年度第5回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以　　上

令和7年度第5回札幌市景観審議会 出席者

○札幌市景観審議会委員（13名出席）

愛甲 哲也 北海道大学大学院農学研究院 教授  
池ノ上 真一 北海商科大学 教授  
石塚 雅明 株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問  
江田 美保 市民  
小澤 丈夫 北海道大学大学院工学研究院 教授  
笠間 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所地域景観チーム 主任研究員  
窪田 映子 歴史地域未来創造 株式会社やまチ 取締役・副代表  
田川 正毅 東海大学国際文化学部地域創造学科 教授  
巽 佳子 市民  
千葉 淑子 公益社団法人日本サインデザイン協会 理事 北海道地区代表幹事  
松本 純 一般社団法人北海道建築士会 まちづくり委員会 委員長  
森 朋子 札幌市立大学デザイン学部 教授  
渡部 典大 北海道大学大学院工学研究院 准教授

（五十音順）

○札幌市（4名出席）

まちづくり政策局都市計画部長	小林 伸樹
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長	永井 雅規
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観係長	青木 うみ
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長	伊藤 湖